

大阪市水道
基幹管路耐震化 P F I 事業

落札者決定基準

令和5年5月
大阪市

目次

第1章	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	評価の基本的な考え方	1
第2章	審査方式	2
第3章	審査の枠組み	3
1	参加資格確認	3
2	提案書審査	3
3	事業者の選定方法	3
第4章	落札者決定の手順	4
第5章	参加資格確認	5
1	参加資格の確認	5
2	確認事項	5
第6章	提案書審査	6
1	基礎審査	6
	(1) 入札提出書類の確認	6
	(2) 入札価格の確認	6
	(3) 要求水準の確認	6
	(4) 基礎審査の結果の通知	6
2	総合審査	7
	(1) 総合審査の考え方	7
	(2) 低入札価格調査	7
	(3) 提案書の作成	7
	(4) 提案内容に関するプレゼンテーション	8
	(5) 検討会議における意見の聴取	9
	(6) 技術評価の方法	9
	(7) 価格評価の方法	9
別表	提案項目と評価の視点	11

第1 総則

1 本書の位置付け

大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市が本事業を実施することが適当と認める民間事業者を選定する方法及び評価方法等を示すものであり、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）と一体となるものである。

なお、落札者決定基準で用いる用語は、別段の定義がある場合を除き、入札説明書において示す用語の定義と同一の意味を持つものとする。

2 評価の基本的な考え方

市は、入札参加者の実績を勘案し、入札参加者が本事業の目的を十分に理解したうえで、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）及び入札説明書等（以下「要求水準」という。）の各事項を満たすとともに、本事業は、計画・設計・施工・施工監理・運営の一連の業務を一括して民間事業者に委ねることで、その技術的能力や創意工夫を最大限発揮できるようにすることにより、基幹管路の更新ペースアップを図るものであることから、一定の価格評価は行いつつ、本事業を着実に実施できる技術力を有する体制の構築と確保が可能な事業者の提案を評価する。

第2 審査方式

市は、本事業の事業者の選定については、経済性に配慮しつつ、工事品質を確保する必要があることから、価格と価格以外の要素（事業運営の方針及び実施体制、本事業の具体的な実施計画（計画、運営、設計、施工、施工監理）、セルフモニタリング）を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札方式により行う。

第3 審査の枠組み

審査は、「参加資格確認」と「提案書審査」の2段階に分けて実施する。

1 参加資格確認

参加資格確認においては、入札参加者の参加資格要件について確認する。

2 提案書審査

提案書審査においては、基礎審査及び総合審査の2段階により審査を行う。

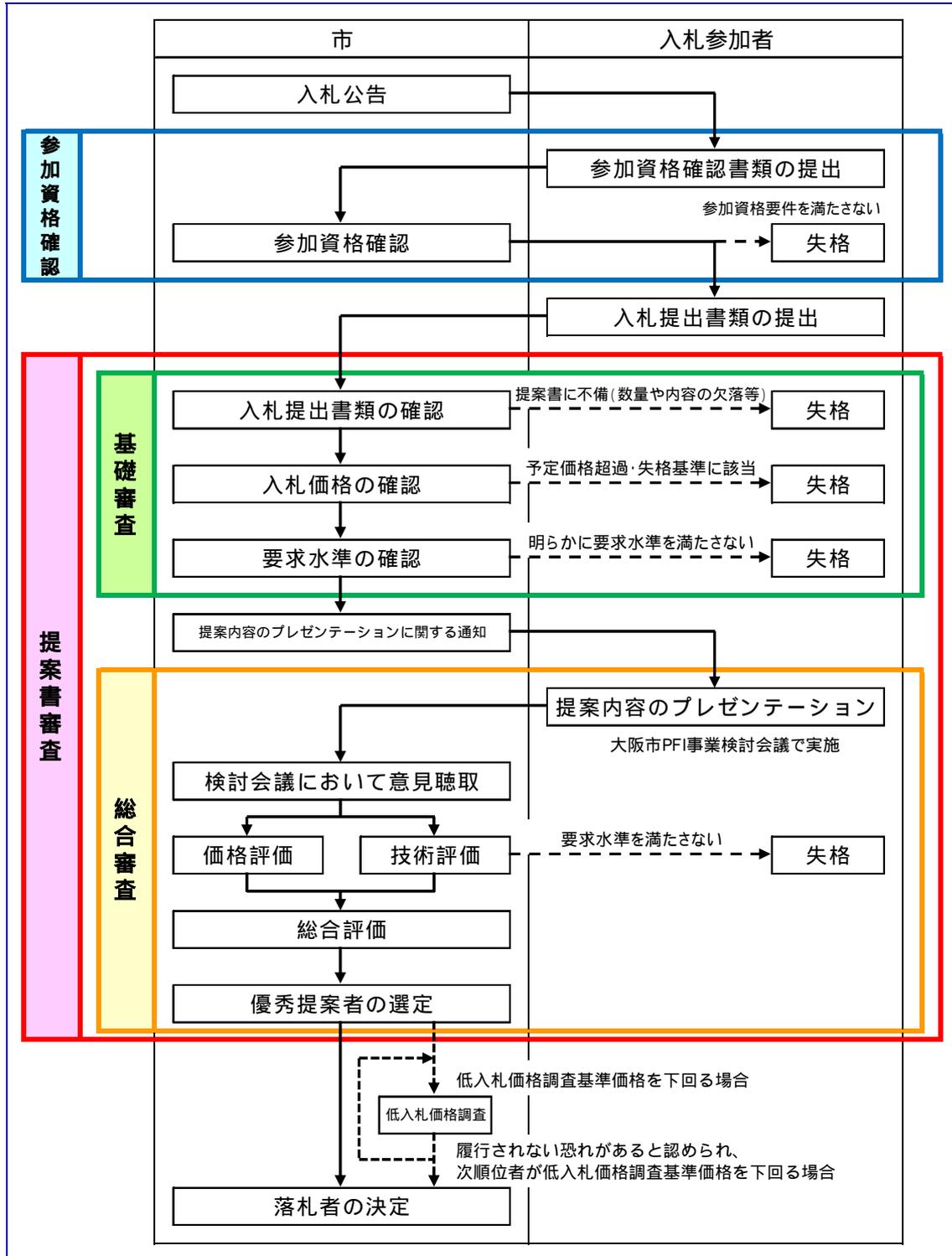
3 事業者の選定方法

提案書審査にあたっては、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、市は、学識経験者等で構成される「大阪市PFI事業検討会議 水道基幹管路耐震化PFI事業」（以下「検討会議」という。）の意見を踏まえたうえで、落札者を決定する。

検討会議は、事業者から提案書の内容に関して説明（質疑応答を含む。）を受けたうえで、市に対して事業者の選定等に係る意見を述べる。

第4 落札者決定の手順

本事業における落札者の決定は、次の手順で実施する。



< 図1 落札者決定の手順 >

第5 参加資格確認

1 参加資格の確認

市は、表1に示す参加資格確認書類において、入札参加者が入札説明書に記載した参加資格要件を満たしていることを確認し、その結果を代表企業に対して通知する。参加資格要件を満たしていない場合、当該入札参加者は失格とする。なお、参加資格要件の詳細は、入札説明書「第3-3(2) 入札参加者の参加資格要件」を参照すること。

2 確認事項

市は、参加資格確認において、表1のとおり、入札参加者の提出書類に関して各事項を確認する。

表1 参加資格確認の確認事項

確認事項	提出書類
入札参加者の構成	【様式4】参加表明書
入札参加者の資格要件	【様式5】構成企業等構成一覧表
入札参加者の実績要件	【様式6】委任状
	【様式7】参加資格確認申請書
	【様式8】資本関係・人的関係等に関する調書
	【様式9】入札参加制限に関する誓約書
	【様式10】構成企業等に求められる要件

第6 提案書審査

1 基礎審査

(1) 入札提出書類の確認

市は、表2に示す入札提出書類に数量の不足や内容の欠落等、不備がないことを確認する。

入札提出書類に不備がある場合（軽微な不備は除く。）、当該入札参加者は失格とする。

表2 基礎審査の確認事項

確認事項	提出書類
入札提出書類の確認	【様式14】提案書に関する誓約書
入札価格の確認	【様式15】要求水準に関する誓約書
要求水準の確認	【様式16】提案書（添付書類含む）

(2) 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないこと、及び入札説明書「第3-7-(14)」に定める価格による失格基準に該当しないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合（入札価格のうちのSPC経費、工事費等がそれぞれの予定価格を超える場合を含む。以下同じ。）、又は価格による失格基準に該当する場合、当該入札参加者は失格とする。なお、本入札については、入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。また、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

(3) 要求水準の確認

市は、入札参加者から提案された提案書の内容について、要求水準を満たしていることを確認する。提案書の内容が、明らかに要求水準を満たさない場合、当該入札参加者は失格とする。

(4) 基礎審査の結果の通知

市は、入札提出書類、入札価格及び要求水準を確認した結果をとりまとめ、基礎審査の結果として代表企業に対して通知する。

基礎審査の全ての要件を満たさない場合、当該入札参加者は失格とする。

2 総合審査

(1) 総合審査の考え方

入札価格は、提案価格として価格評価を行い、また、提案書等に記載された提案内容は技術評価を行う。価格評価と技術評価を合わせて総合審査とする。なお、総合審査は、市において行い、提案内容を審査する技術評価に際しては、検討会議のメンバーから意見を聴取する。

技術評価については、「(6) 技術評価の方法」に従って得点化を行い、技術評価点とし、価格評価については、「(7) 価格評価の方法」に従って得点化を行い、価格評価点とする。

技術評価点と価格評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い提案を行った入札参加者を、優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点が同点となった場合は、技術評価点が高い順に順位を付す。

さらに、総合評価点に加え、技術評価点も同点となった場合は、技術評価のうち、別表中、「2 各業務の具体的な実施計画」の合計点が高い順に順位を付す。

$$\text{総合評価点 (100点)} = \text{技術評価点 (50点)} + \text{価格評価点 (50点)}$$

(2) 低入札価格調査

優秀提案者の提案価格が、低入札価格調査基準価格を下回る提案価格である場合は、低入札価格調査を行うものとし、市は、優秀提案者に対して根拠資料の提出を求める。優秀提案者は、市の指示に従わなければならない。

なお、低入札価格調査の詳細は、入札説明書「第3 - 7 - (13) 低入札価格調査」を参照すること。

(3) 提案書の作成

ア 提案方法

入札参加者は、要求水準の各事項を満たしたうえで、作成要領及び様式集に則り、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現方法、本事業の事業期間全体の事業計画、運営、設計、施工及び施工監理の各体制、SPCの運営体制及び収支計画等、これらの根拠等を示した提案書を作成し、市に提出する。

イ 留意事項

(ア) 明確な表現について

別表の各提案項目については、事業期間中にその実施の要否を客観的かつ一義的に判断できるようにするため、入札参加者は、その実施を保証するか否かを明確な表現をもって記載すること。

一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策である場合、その旨を明記すること。

実施を保証する施策については、提案書の他、「実施保証施策一覧【添付5】」においても記載すること。

市は、特段の条件を設けず実施する施策については、一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価する。

例えば、文脈上別意に解すべき場合を除き、「実施する」、「行う」、「対応する」等の表現は、実施を保証する表現と判断し、「めざす」、「検討する」等の表現は、実施を保証する表現とは判断しない。

(イ) その他

市へ提出する提案書について、入札参加者の名称(構成企業等の名称を指す。)は、正本のみに記載し、それ以外については、入札参加者の名称及び名称を類推できるもの(ロゴマークの使用等を含む。以下同じ。)を記載してはならない。

本審査参加者以外の、協力会社の名称及び名称を類推できるものも同様とする。

(4) 提案内容に関するプレゼンテーション

入札参加者は、市が指定する日時に、検討会議のメンバーに対して、提案書に基づき、提案内容のプレゼンテーションを行い、検討会議のメンバーは当該提案内容等に関して質疑を行う。なお、入札参加者は提案内容を説明する際、入札参加者又は協力会社の名称及び名称を類推できるものを使用してはならない。

プレゼンテーションの実施方法、日時、場所等の詳細については、基礎審査を通過した者に市から別途通知する。

(5) 検討会議における意見の聴取

市は、提案内容に関するプレゼンテーションを実施した後に、検討会議のメンバーから、提案内容の評価に関して意見を聴取する。

(6) 技術評価の方法

市は、検討会議のメンバーから聴取した意見を踏まえ、本事業の実施体制及び技術等に関する提案内容について、別表の提案項目ごとに挙げた評価の視点を考慮し、その程度に応じて表3に基づき評価を行う。なお、評価時に要求水準を満たさないことが判明した場合、当該入札参加者は失格とする。

提案項目ごとに採点者の得点の平均点を算出し、平均点を合計したものを得点結果とする。得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表3 評価基準

評価	評価内容	評価基準
A	・ Bの評価に加え、斬新で画期的な新たな技術・ノウハウを投入するなど、特に秀でた優れた提案内容が示されている。	配点×1.00
B	・ Cの評価に加え、提案内容が事業者独自の技術・ノウハウを投入するなど、提案内容が優れている。	配点×0.75
C	・ Dの評価に加え、提案内容が客観的な指標、実績等に基づき、効果等の根拠が明確に示されている。	配点×0.50
D	・ Eの評価に加え、提案内容が具体的かつ効果のある提案内容が示されている。	配点×0.25
E	・ 要求水準を満たしている。	配点×0.00

(7) 価格評価の方法

価格評価については、提案価格により評価する。

ア 得点化方法

(ア) 入札参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格評価点の満点である50点を付与する。

(イ) 他の入札参加者の価格評価点は、1位の価格(最低提案価格)との比率により算出する。

(ウ) 提案書に記載された提案価格が、価格による失格基準を下回る場合は失格とする。

(エ) 得点化の対象となる「評価価格」は、現在価値化せずに提案価格をそのまま用いる。

(オ) 価格の点数化は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位までの値を使用する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点} \times \text{入札最低提案価格} / \text{入札当該提案価格}$$

別表 提案項目と評価の視点

提案項目		要求水準 記載箇所	評価の視点	配点	
大	中	小			
1 事業運営の方針及び実施体制					
(1) 事業実施の基本方針					
	ア	事業実施の基本方針	P1～4	○ 本事業の目的及び要求水準を十分に理解しているか。	1点
(2) 構成企業等の役割、責任分担、業務執行体制					
	ア	構成企業等の役割と責任分担、事業運営の実施体制、各業務責任者の配置と実績	P11～15 入札説明書	○ 各構成企業（及び協力企業）の役割や責任分担、出資構成等が本事業を確実に遂行できるよう、明確に定められているか。 ○ 本事業を実施するSPCの体制（管理部門、マネジメント業務体制等）やアウトソーシング先との協業体制が、本事業を確実にかつ効率的に実施できる体制となっているか。 ○ SPCが、各責任者の配置（要求水準書で定める要件を満たし、業務への関わり方が具体的に示されている）を通じ、各業務を一元的に調整しつつ、責任を持って業務を執行する体制が確立されているか。 ○ 各業務の実施体制の段階的な構築について、本事業の早期実施に資する合理的なプロセスや考え方が示されているか。	3点
	イ	設計業務の執行体制	(ア) 業務実施体制 P38,39	○ 設計業務の体制は、市及び設計業者との連携に配慮しつつ、円滑な執行が見込まれるものであり、照査の方法と体制は、高い設計品質管理を実現できるものであるか。 ○ 設計業務従事者について、本業務遂行上の技術力の確保につながる取組方針が示されているか。	4点
		(イ) 設計業者の確保	P29,30	○ 設計業者の投入計画は、技術力を含め、計画した事業量を着実に履行できるものであるか。 ○ 選定方針は、価格・実績・技術力等を総合的に勘案し、基幹管路に求められる設計性能・設計品質を確実に履行できる者を選定できるものであるか。	
	ウ	施工業務の執行体制	(ア) 業務実施体制 P51～53	○ 施工業務の実施体制が示されているか。円滑な業務の執行が見込まれるものであり、かつ工事の集中する時期への対応や、本事業で想定しうる特殊工法への対応も可能なものとなっているか。 ○ 施工監理企業と施工業者の連携体制を構築しているか。 ○ 建設業法に基づく配置技術者が確実に配置される計画が示されているか。	6点
		(イ) 施工業者の確保	P30,31	○ 施工業者の確保の考え方について、計画した事業量の着実な履行と設計業務で規定した性能・品質を担保できる、十分な能力を有し、必要な業者数が確保されたものとなっているか。	
		(ウ) 断通水業者の確保	P31	○ 断通水業者の選定の考え方について、断通水作業を確実に履行できる技術力や実績等を総合的に勘案した、適切な方針となっているか。 ○ 複数の断通水作業を円滑に行うことができる体制を構築しているか。	
(3) 事業収支・経営リスクへの対応					
	ア	収支計画・経営リスク対応	(ア) 収支計画 P16,17	○ 収支計画が、事業提案で示された更新計画における各年度の予定業務量と、事業費における設計費、工事費及び断通水作業費と特別目的会社経費が整合しており、事業期間を通じて妥当なものとなっているか。 ○ 収支計画に対する執行管理方法が確立できており、差異分析を踏まえたものが事業計画に反映できるような仕組みとなっているか。	3点
		(イ) 経営リスクへの対応(資金調達等)	P16,17	○ 資金調達の計画や方法が、本事業スキームを踏まえ、想定されるリスクへの対応も含め、確実かつ合理的なものとなっているか。 ○ 資金不足とならないための回避方法が明確に示されているか。	

提案項目		要求水準 記載箇所	評価の視点	配点	
大	中	小			
(4) 人材育成・社会的責任の遂行等					
ア	人材育成、地域等への配慮等	(ア) 従事者の人材育成と技術力の確保	P17	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内での基幹管路の更新という本事業の技術的な特性を踏まえて、着実に業務が履行ができるよう、事業者の技術力の確保に向けた有効な取組方針が示されているか。 本事業の従事者を確保し、必要な知識や技術、技能を確実に維持・向上を図る仕組みが提案されているか。また、管路更新業務に関わる担い手の育成の観点を踏まえているか。 	1点
		(イ) 地域への配慮・環境負荷低減対策	P17	<ul style="list-style-type: none"> 地域への配慮、情報発信・PR及び環境対策等に係る方針や具体的手法が、市の取組みを十分に理解したものであるか。 省エネルギー・省資源・廃棄物の減量等の環境対策に努める方針が示されているか。 	
		(ウ) 災害時の本市水道管の復旧対応	P17,18	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に市から要請があった場合の水道管路の応急復旧活動に従事し、その際の対応方針が示されているか。 構成企業や協力企業等のネットワークの活用方法など、応急復旧活動への従事する方針が示されているか。 	
2 各業務の具体的な実施計画					
(1) 計画・工程調整					
ア	管路更新計画の策定と工程調整	(ア) 管路更新計画の策定と管理	P19,20	<ul style="list-style-type: none"> 管路更新計画が要求水準書の達成すべき指標を満たしているか。 【達成すべき指標】 <ul style="list-style-type: none"> すべての対象施設を8事業年度末までに更新完了 要求水準書第3-2-(1)-ア-(イ)に定める事業量について、4事業年度末までの工事完成を目安に更新 管路更新計画の進捗管理方法が示されているか。 	5点
		(イ) 各業務の工程の総合調整、不測の事態の想定と対応	P29	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特性（複数路線の包括発注化、設計・施工の一括化）を活かしたうえで、以下の視点を踏まえているか。 <ul style="list-style-type: none"> 計画・設計・施工の各業務間の連携が円滑に図られ、市との連携に配慮したものであるか。 各業務において想定される、本事業全体の進捗に影響するリスク事象を抽出したうえで、それらに対する有効な対処方法が示されているか。 路線毎の計画・設計・施工業務の一連の工程管理方法が示されているか。 	
(2) 積算・設計変更対応					
ア	積算・設計変更対応	(ア) 積算	P31,32	<ul style="list-style-type: none"> 設計費及び工事費の積算に当たって、公共積算基準に沿って確実かつ円滑に積算業務が履行できる実施体制（従事者の配置方法等）が示されているか。 積算業務の従事者について、最新の積算基準を把握し、必要な積算能力を保持できる仕組みが示されているか。 	4点
		(イ) 円滑な設計変更	P32～35	<ul style="list-style-type: none"> 設計及び施工業務間の調整を図りつつ、事業者内部で設計変更内容及び精算対象項目の照査が確実に行える仕組みが示されているか。 	
		(ウ) 施工数量の共有・認定	P66,67	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況を把握し、市の求めに応じ、速やかに新規工種や施工数量の増減等の状況を報告する仕組みとなっているか。 設計変更が発生した際に、施工管理企業が内容を把握して、市に報告する連絡体制があるか。 施工数量の把握と市への共有方法が示されているか。基礎的工種の数量の管理方法と市への情報共有方法が示されているか。 	

提案項目		要求水準 記載箇所	評価の視点	配点
大	中	小		
(3) 設計・施工				
ア	対象路線 の設計・ 施工の方 針	(ア) 材料の調 達	P39～41 ○ 本事業において導入が想定される各種材料に対して、以下の提案が示されているか。 ・ 市が現在導入している管材料等と同等以上の耐震性、耐久性、耐食性及び維持管理性を有するものを選定することが示されているか。 ・ 設計により基本条件からの変更（非開削工法等）を想定したものとなっているか。 ・ 本事業で使用する各種材料の調達方針は、本事業の円滑な実施に資するものとなっているか。	11点
		(イ) 合理的な 工法の選 定	P41,42 ○ 対象路線の現場条件及び布設環境を踏まえて、以下の工法の選定に係る提案が示されているか。 ・ 現場条件及び布設環境に合わせた、合理的な工法の選定フローが示されているか。 ・ 高密度な市街地内施工を踏まえ、安全性・確実性が高く、コスト縮減に配慮した合理的な工法を選定するフローが示されているか。 ・ 非開削工法や事業者固有の工法について、各工法の内容についてわかりやすく示されているか。	
		(ウ) 地元調整	P55 ○ 対象路線の現場条件を踏まえて、地元調整に係る方針・手法が、早期かつ丁寧な地元説明を通じて、周辺住民の生活環境や交通への影響に十分な配慮がなされ、円滑な工事進捗に資するものとなっているか。	
		(エ) 確実かつ 円滑な工 事施工	P55～66 ○ 対象路線の現場条件を踏まえて、施工期間の短縮、周辺住民の生活環境や交通への影響の緩和につながる施工方針、工事の進め方が示されているか。 ○ 騒音・振動対策を考慮した施工方法や資機材を使用する計画、施工上の工夫が示されているか。	
イ	設計方法	(ア) 埋設調整	P42～44 ○ 埋設調整に係る業務体制は、市との連携に配慮したものであるか。また、他企業体や施設管理者と迅速な対応が可能な体制となっているか。	2点
		(イ) 試験掘計 画の作成	P37,38 ○ 路線の埋設条件を考慮して、試験掘の実施を効率的かつ効果的に進める方針が示されているか。	
		(ウ) 設計図面 作成・数 量算定	P47,48 ○ 設計内容の明示に係る業務体制は、図面作成や数量算定が迅速かつ正確に作成可能な体制となっているか。 ○ そのチェック体制が、業務フロー等で具体的に提案され、実現性、実行性のあるものとなっているか。	
(4) 施工管理・施工監理				
ア	施工業務 の品質管 理	(ア) 施工管理	P67,68 ○ 施工管理を実施する組織体制は、各路線における工程管理をICT活用等により迅速に行えるものとなっているか。また、品質、出来形、安全の確保が可能なものとなっているか。 ○ 埋め戻し材料について、メーカーから現場での使用に至るトレーサビリティを確認できるようになっているか。 ○ 施工状況を施工業者と施工管理企業で情報共有し、変更が発生する際には計画・運營業務、設計業務、施工監理業務の担当へ報告するルールが具体的に示されているか。	5点
		(イ) 施工監理 の実施体 制、施工 業務の品 質管理	P70 ○ 施工業者の施工内容、施工状況を適切に把握し報告する組織体制・連絡体制となっているか。 ○ 問題点の是正、改善を効果的に行える仕組みとなっているか。 ○ 抜打ち検査の実施等、不正を効果的に防止できる手法が示されているか。	
		(ウ) 工事完成 検査	P70,71 ○ 工事完成検査に係る組織体制は、工事品質を確保するうえで十分なものとなっているか。 ○ 不可視箇所に関する検査について確認する方針があるか。 (施工中の臨時検査や工事後に再掘削して確認する方針があるか。)	

提案項目			要求水準 記載箇所	評価の視点	配点
大	中	小			
3 セルフモニタリング					
(1) セルフモニタリング実施計画(案)					
	ア	セルフモニタリング	(ア) 実施体制 モニタリング基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体方針は、モニタリング基本計画を踏まえたものになっているか。 ○ 全体方針、実施体制、体制図、責任者は、要求水準の達成状況を確認するために、合理的かつ確実なものとなっているか。 	5点
			(イ) 実施方法等 モニタリング基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施方法について、PDCAサイクルが効果的かつ自立的に機能するものとなっているか。 ○ 事業の進捗管理の方法、進捗遅延に対する予防策や対応策が、具体的に示されており、効果が期待できるものとなっているか。 ○ 要求水準未達時の是正措置への対応方法が具体的に示されており、適正かつ速やかなものとなっているか。 ○ セルフモニタリング結果や事件・事故の公表に関する方針、内容、頻度、方法等は、事業者が主体的に実施し、具体的なものとなっているか。 	
4 価格評価					50点
(1) 有効な提案価格					50点
合 計					100点